

令和3年度上半期(4月～9月)

区の財政状況をお知らせします



一般会計(3年9月末現在)

● 予算の概要

3年度一般会計の歳入・歳出予算は、当初予算としてそれぞれ1,576億7,149万6千円を計上しました。9月末までに7回の補正を行い、歳入・歳出それぞれ79億9,966万9千円を増額した結果、9月末現在の歳入・歳出予算は、それぞれ1,656億7,116万5千円となっています。

このほか、2年度中に事業が終了しなかったため、3年度に繰り越した事業費が1億4,053万8千円あり、これを加えた9月末現在の予算現額は1,658億1,170万3千円です。

● 収入・支出の状況

収入済額は、655億4,738万3千円で、収入率は39.5%、前年同期の収入率50.7%と比較すると、11.2ポイント下回っています。

支出済額は、630億1,836万8千円で、執行率は38.0%、前年同期の執行率48.4%と比較すると、10.4ポイント下回っています。

歳入・歳出予算現額	1,658億1,170万3千円
収入済額(収入率39.5%)	655億4,738万3千円
支出済額(執行率38.0%)	630億1,836万8千円

● 区民の負担

特別区税(特別区民税・軽自動車税等)の収入すべき額を前年同期と比較すると、8,578万3千円(0.2%)の減となっています。これは主に、特別区たばこ税が3億3,452万7千円(19.8%)の増となったものの、特別区民税が4億2,197万7千円(0.9%)の減となったことによるものです。

なお、特別区民税の現年課税分(収入すべき額から滞納繰越分を除いたもの)は445億3,344万5千円(前年比0.8%減)で、区民の皆さんの負担は、1人当たり13万128円、1世帯当たり20万4,412円です。

特別区民税の現年課税分	445億3,344万5千円
総人口	34万2,228人
世帯数	21万7,861世帯
(3年9月末現在)	

● 特別区債

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、区債を発行して財源を補充します。3年9月末の状況は、発行額321億3,460万円、償還済額127億1,908万9千円、現在高194億1,551万1千円です。

区では、毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の執行状況を中心に財政に関する事項を公表し、区民の皆さんに財政面から区政運営の状況をお知らせしています。また、10月末に前年度の決算、2月末に新年度予算案の概要を広報新宿等でお知らせしています。

今回は、令和3年度上半期(4月～9月)の財政運営状況をお知らせします。
【問合せ】財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049へ。

特別会計(3年9月末現在)

新宿区には、「国民健康保険特別会計」「介護保険特別会計」「後期高齢者医療特別会計」の3つの特別会計があります。

3年度上半期は、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計で各2回、後期高齢者医療特別会計で1回の補正を行いました。国民健康保険特別会計では7,153万4千円を減額、介護保険特別会計では1億484万8千円を増額、後期高齢者医療特別会計では440万6千円を増額しました。9月末現在の予算現額、収入・支出の状況は下表のとおりです。

国民健康保険特別会計	歳入・歳出予算現額	352億3,726万5千円
	収入済額(収入率39.4%)	138億8,194万5千円
	支出済額(執行率36.4%)	128億3,960万7千円
介護保険特別会計	歳入・歳出予算現額	262億4,665万7千円
	収入済額(収入率51.9%)	136億2,005万6千円
	支出済額(執行率39.6%)	103億8,575万6千円
後期高齢者医療特別会計	歳入・歳出予算現額	75億930万5千円
	収入済額(収入率41.9%)	31億4,589万5千円
	支出済額(執行率32.0%)	24億445万3千円

冊子「新宿区の財政について」を作成しました

● 令和2年度の財務書類も掲載しています

区財政の現状と課題をお知らせし、今後の財政運営の議論に活用していただけるよう、冊子を作成しました。

従来の現金収支が中心の決算に加え、企業会計の手法を取り入れた公会計制度による貸借対照表等の財務書類も掲載しています。

財政課・特別出張所・区政情報センター(本庁舎1階)で配布しているほか、区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。



不合理な税制改正等に対する特別区の主張

1 不合理な税制改正による影響は深刻

特別区への影響額は、令和3年度で約1,800億円、平成27年度からの累計で約8,500億円にもなり、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって、税金が国に奪われています。これは、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。

2 ふるさと納税制度は抜本的な見直しが必要

過剰な返礼品競争による寄附の増加などにより、特別区民税の減収額は増加しており、平成28年度からの累計額はついに2,000億円を超えました。

その結果、全区民が減収による行政サービスの低下の影響を受けざるを得ない一方、制度利用する区民のみが返礼品などの恩恵を受けるといった不公平が生じるなど、制度の歪みが顕在化しています。

3 新型コロナ対策経費等の膨大な財政需要への対応

全国で最も多くの感染者を抱えている特別区では、その対応のため、膨大な財政需要が生じています。新型コロナ対策における、国や都の補助金を除いた特別区の負担は、令和2年度で約597億円、令和3年度で約510億円となっており、今後さらに負担が生じる可能性があります。

特別区はこれらの負担に対して、自治体の貯金である財政調整基金の取り崩し等で対応する必要があります。このような状態が続くと、いずれ財源が不足してしまい、将来的な財政需要に対応することができなくなる恐れがあります。

4 東京の地方財源が突出している訳ではない

人口一人当たりの地方税収の格差是正のため、地方税の見直しが必要との見方がありますが、地方税に地方交付税等を合わせた人口一人当たりの地方財源を他の道府県と比較すると、東京が突出して多いわけではありません。

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。さらに、新型コロナの影響による大幅な歳出の増加も重なり、特別区の財政は極めて深刻な状況です。

特別区は、特有の財政需要があり、将来的に膨大な額の財源が必要です。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

5 今後も多くの財源が必要

特別区は高齢者の急増や膨大な公共施設の改築需要への対応をはじめ、今後も多くの財源が必要です。

6 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿です。

今後も、地方税財源の充実・確保や自治体間に不要な対立を生む不合理な税制改正を是正するよう、国に求めています。

詳しくは、特別区長会ホームページ「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和3年度版)」(<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>)をご覧ください。

◆◆ふるさと納税の新宿区への影響◆◆

ふるさと納税制度は平成20年度から導入され、自治体間の過剰な返礼品競争による返礼品目的の寄附の増加などにより、新宿区の特別区民税の減収額は激増し、令和2年度は約23億円、累計額は約83億円となっています。

地方交付税制度では、ふるさと納税により減収があった交付団体には、補填される仕組みとなっていますが、不交付団体である特別区は全く補填されません。特別区長会はふるさと納税制度の見直しについて、11月25日に総務大臣あてに要望書を提出しました。区は今後とも、特別区長会を通じてふるさと納税制度の抜本的な見直しを求めています。